

【表紙】

【提出書類】 公開買付届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年11月21日

【届出者の氏名又は名称】 マックス株式会社

【届出者の住所又は所在地】 東京都中央区日本橋箱崎町 6 番 6 号

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 03-3669-0311(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 浅見 泰

【代理人の氏名又は名称】 該当事項はありません

【代理人の住所又は所在地】 同上

【最寄りの連絡場所】 同上

【電話番号】 同上

【事務連絡者氏名】 同上

【縦覧に供する場所】 マックス株式会社  
(東京都中央区日本橋箱崎町 6 番 6 号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、マックス株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、株式会社カワムラサイクルをいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号、その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株式に係る権利をいいます。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号、その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

## 第1 【公開買付要項】

### 1 【対象者名】

株式会社カワムラサイクル

### 2 【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

### 3 【買付け等の目的】

#### (1) 本公開買付けの概要

当社は、本書提出日現在、対象者の普通株式16,522株（対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済株式総数27,200株に対する割合（以下「株式保有割合」といいます。）：60.74%（小数点以下第三位を四捨五入、以下同様とします。））を保有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が保有する対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を実施することを決定いたしました。なお、本公開買付けにおいては、527株（株式保有割合：1.94%）を買付予定数の下限としており、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。上記の買付予定数の下限につきましては、本公開買付け成立後における当社の株券等所有割合が3分の2を上回る水準（所有株式数：17,049株、対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の総株主の議決権の数25,573個（25,573株）に対する割合：66.67%）となるよう設定しております。

また、当社は対象者を当社の完全子会社とすることを目的としているため、本公開買付けが成立したにもかかわらず、当社が対象者の発行済株式の全て（当社が既に保有している対象者株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、後記「（5）本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の取引（以下、本公開買付けと合わせて「本取引」といいます。）により、当社が対象者の発行済株式の全て（対象者が保有する自己株式を除きます。）を保有することとなる予定です。本取引が実行された場合には、対象者の普通株式は、所定の手続きを経て上場廃止となります。

なお、後記「（4）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、対象者公表の平成24年11月20日付「支配株主であるマックス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、平成24年11月20日開催の対象者の取締役会において、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を、決議に参加した利害関係を有しない取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致で行ったとのこととです。

#### (2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、ホッチキス、タイムレコーダ、オートステープラ等のオフィス機器部門と、釘打機、エアコンプレッサ、充電工具、浴室暖房換気乾燥機等のインダストリアル機器部門を中心にして事業を展開しております。

当社は、『顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す』との経営基本姿勢の下、平成26年3月期までの中期経営計画を定め、全社・全部門の収益力をさらに向上させ、当該計画期間中に営業利益率10%を達成するべく、各戦略・施策を推進しております。かかる経営基本姿勢及び中期経営計画に基づき、当社は、当期の経営方針を『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』と定め、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を強力に推進し、「現場」、「現物」、「現実」の三現主義を全社・全組織において実践して顧客の問題、課題を解決することで、顧客価値を高め、企業価値を高めるべく、取り組んでおります。

また、当社は国内における高齢化社会の進展に伴う介護並びにシニア市場の拡大を踏まえて、対象者の了解の下、平成21年8月並びに平成22年1月に対象者の株式を取得し、対象者を持分法適用関連会社といたしました。平成22年6月には、対象者とのより一層の関係強化を図ることを目的として、対象者の発行済株式を対象とする公開買付けを実施して対象者を連結子会社といたしました。それに合わせ、平成22年5月には当社と対象者それぞれの得意分野や経営資源を活用して製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意し、この分野に事業参入してまいりました。さらに平成23年12月には、当社にHCR営業グループを発足させ、対象者の事業と合わせて『HCR（Home Care & Rehabilitation）機器部門』の連結事業セグメントを設置いたしました。当社は、このセグメントを当社グループの次の事業成長の柱の一つとすべく推進しております。

一方、対象者は、車いすを中心とする福祉用具の製造販売を主な事業内容とし、市場ニーズを的確に捉えた製品開発や営業活動を展開しております。高齢化社会の進展に伴う福祉用具の需要の増加とともに発展・拡大をし、平成16年には株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）マザーズ市場に上場いたしました。

また、当社の資本参加及び当社との業務提携以降は、生産性の改善、製品品質の向上等の企業体質の強化を、当社との人的交流を含む協働活動により進め、この協働活動を通して当社と対象者の経営の考え方、業務の進め方等の共有を図りながら、実践してまいりました。

一例を挙げますと、当社と対象者は、平成24年7月に、両社が共同開発し、対象者が製品の製造を、当社がマーケティング活動を担う形で、シニア向け自転車「クークルS」を発売し、事業シナジーを発揮した取組みを進めております。

対象者は、これらの取組みに加え、対象者の中国子会社において、中国沿岸部の大都市を中心とした営業活動を行い、販売代理店の確保に取り組むなど、事業基盤の拡大に努めております。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境は、急速に変化を続けております。販売面では、顧客ニーズが多様化し、競合会社との価格競争も激しさを増しており、生産面では、材料費の値上がりや人件費高騰などにより、厳しい環境が続いております。

このような当社の事業戦略と対象者の事業内容、対象者の置かれた経営環境、資本参加・業務提携以降の状況等を踏まえ、当社と対象者は、平成24年8月頃から、今後の介護・福祉並びにシニア市場でのさらなる事業成長並びに中期的な収益基盤を確立していくための経営戦略と組織のあり方について、議論を重ねてまいりました。その結果、対象者が現在進めている、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などの戦略は、いずれも中長期的には対象者の収益性向上に資するものですが、短期的には、一時的な収益低下も予想されるため、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対してマイナスの影響を及ぼす可能性があることから、これまで以上に当社と対象者が強固な相互協力体制を構築するとともに、対象者においては、過度に短期的な業績の変動に左右されることのない経営形態の下での、これらの戦略の策定と遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能にする組織体制の実現が必要であるとの判断に至りました。かかる判断を踏まえ、これらを実現するための方策について検討・協議を重ねました結果、当社が対象者を完全子会社化することが、最善の方策であるとの結論に至り、平成24年11月20日に当社が対象者を完全子会社化することを目的とした本取引を実施することを決定いたしました。

当社と対象者は、これまで、対象者の上場企業としての独立性を維持しつつ連携を深めてまいりましたが、対象者を当社の完全子会社とすることによって、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、上場維持コストの軽減を図ること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除することが可能となり、当社と対象者双方において様々なメリットを享受することができます。そして、こうしたメリットにより当社と対象者との更なる事業シナジーを実現することこそが、対象者を含む当社グループの一層の企業価値向上につながるものと考えております。

### (3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において、本公開買付け終了後も、対象者の従業員の雇用を継続・維持する予定です。これまで以上に当社と対象者は強固な相互協力体制を構築し、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めてまいります。当社及び対象者双方の企業価値向上のため、完全親会社として対象者との親和性を一層深めるとともに、グループとして一体性のある事業戦略を進め、企業価値の最大化を図ってまいります。

### (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者の普通株式16,522株（株式保有割合：60.74%）を保有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

## 公開買付者における措置

### (a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年11月19日に野村證券から株式価値算定書（以下「公開買付者算定書」といいます。）を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 84,443円から85,610円  
類似会社比較法 86,861円から118,383円  
DCF法 76,877円から115,899円

まず市場株価平均法では、平成24年11月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の基準日終値84,500円、直近1週間の終値平均値84,500円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月間の終値平均値85,406円、直近3ヶ月間の終値平均値85,610円及び直近6ヶ月間の終値平均値84,443円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を84,443円から85,610円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を86,861円から118,383円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,877円から115,899円までと分析しております。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された当社取締役会の決議において、本公開買付価格を1株当たり105,000円と決定いたしました。本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年11月19日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年10月22日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,327円に対して23.1%、過去3ヶ月間（平成24年8月20日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,598円に対して22.7%、過去6ヶ月間（平成24年5月21日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値84,504円に対して24.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年11月20日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%のプレミアムを加えた金額になります。

### (b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

## 対象者における措置

### (a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付けの公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザー株式会社（以下「デロイト トーマツ F A」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツ F Aは、対象者株式について、市場株価法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成24年11月19日付の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aから本公開買付けの公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F Aによる対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：84,504円～85,598円

市場株価法の算定においては、平成24年11月19日を基準として、東京証券取引所マザーズにおける対象者株式の基準日の終値85,000円、直近1ヶ月の終値の平均値85,327円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値の平均値85,598円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の終値の平均値84,504円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を84,504円～85,598円と分析しているとのことです。

・D C F 法：97,455円～154,988円

D C F 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を97,455円～154,988円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

### (b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

### (c) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役である平田稔氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております）に対し、本取引の目的、意思決定過程の方法及び対価の公正性の観点から、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

平田稔氏は、上記諮問事項について、対象者の取締役、リーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ F Aとの話合いの場を持ち、対象者の取締役から、本取引に係る一連の手続きの目的及びそれによって向上することが見込まれる対象者の企業価値について説明を受け、また、久保井総合法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について説明を受けるとともに、対象者が依頼したデロイト トーマツ F Aから、株式価値算定書に基づき、対象者株式の価値評価及びその評価に至った理由に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っているとのことです。

また、平田稔氏は、当社に対し、本公開買付けを含む本取引の目的、本取引のスケジュール、完全子会社化した後の対象者と当社との人的交流等についての計画、本公開買付けの決定方法について質問書を送付し、当社から回答を得ているとのことです。

平田稔氏は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者がデロイト トーマツ F A から取得した株式価値算定書及びこれに基づくデロイト トーマツ F A からの対象者株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることから、平成24年11月19日付で、対象者の取締役会に対し、( )本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであって本取引の目的は正当であり、( )本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、( )本取引により少数株主に交付される対価も公正な価格であると認められる一方、( )本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項は特段認められないことから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出しているとのことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A より取得した株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年11月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち当社の元従業員である山崎隆氏、並びに当社の執行役員を兼務している藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、山崎隆氏、藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の従業員を兼務している小山芳男氏、及び当社の執行役員を兼務している浅見泰氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、対象者の発行済普通株式の全て（当社が保有する対象者の普通株式及び対象者が保有する自己株式を除きます。以下同じです。）を取得する予定です。本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後において、以下の手続により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

完全子会社化を実施する場合の具体的手続としては、本公開買付けが成立した後に、対象者は、普通株式とは別の種類の対象者株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）の規定する種類株式発行会社とすること、上記による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部（ただし、対象者の保有する自己株式を除きます。）の取得と引換えに別の種類の対象者株式を交付すること（ただし、当該別個の種類の対象者株式について上場申請は行わない予定です。）の各議案を、平成25年2月に開催予定の対象者臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議する予定です。

また、本株主総会において上記の付議議案に対する承認決議がなされ、上記に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は会社法の規定する種類株式発行会社となりますが、上記に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる普通株式を保有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、対象者は、本株主総会の開催日と同日に、上記に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）を開催する予定です。なお、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記ないし各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付された上で、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を当社に売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果、当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定する予定です。また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は本書提出日現在未定であります。完全子会社化手続の目的が達成されるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（当社を除きます。）に対し交付しなければならない対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定であります。

上記ないし各手続に関連する少数株主の権利保護を目的としたものと考えられる会社法上の規定として、(a)上記の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関係法令等の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる権利を有しており、また、(b)上記の全部取得条項が付された普通株式の全部取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令等の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができます。上記(a)又は(b)の方法による1株当たりの買取価格及び取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。これらの方法による請求又は申立てを行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断頂くこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

#### (6) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者普通株式は、本書提出日現在、東京証券取引所マザーズに上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの成立時点では当該基準に該当しない場合でも、本公開買付けの成立後に、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することとなった場合には、株券上場廃止基準に該当し、対象者普通株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者普通株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。また、前記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者株式の上場申請は行われない予定です。

#### (7) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項 該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成24年11月21日（水曜日）から平成25年1月9日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成24年11月21日（水曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス ( <a href="http://info.edinet-fsa.go.jp/">http://info.edinet-fsa.go.jp/</a> )

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2) 【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金105,000円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ( )	
株券等預託証券 ( )	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年11月19日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において算定された対象者の普通株式 1 株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 84,443円～85,610円 類似会社比較法 86,861円～118,383円 DCF法 76,877円～115,899円</p> <p>まず市場株価平均法では、平成24年11月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の基準日終値84,500円、直近1週間の終値平均値84,500円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月間の終値平均値85,406円、直近3ヶ月間の終値平均値85,610円及び直近6ヶ月間の終値平均値84,443円を基に、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を84,443円から85,610円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式 1 株当たりの価値の範囲を86,861円から118,383円までと分析しております。</p>



	<p>最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,877円から115,899円までと分析しております。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。</p> <p>当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された当社取締役会の決議において、本公開買付価格を1株当たり105,000円と決定いたしました。本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年11月19日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年10月22日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,327円に対して23.1%、過去3ヶ月間（平成24年8月20日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,598円に対して22.7%、過去6ヶ月間（平成24年5月21日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値84,504円に対して24.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年11月20日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%のプレミアムを加えた金額になります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>（本公開買付価格の決定に至る経緯）</p> <p>当社と対象者は、当社の事業戦略と対象者の事業内容、対象者の置かれた経営環境、資本参加・業務提携以降の状況等を踏まえ、平成24年8月頃から、今後の介護・福祉並びにシニア市場でのさらなる事業成長並びに中期的な収益基盤を確立していくための経営戦略と組織のあり方について、議論を重ねてまいりました。その結果、対象者が現在進めている、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などの戦略は、いずれも中長期的には対象者の収益性向上に資するものですが、短期的には、一時的な収益低下も予想されるため、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対してマイナスの影響を及ぼす可能性があることから、これまで以上に当社と対象者が強固な相互協力体制を構築するとともに、対象者においては、過度に短期的な業績の変動に左右されることのない経営形態の下での、これらの戦略の策定と遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能にする組織体制の実現が必要であるとの判断に至りました。かかる判断を踏まえ、これらを実現するための方策について検討・協議を重ねました結果、当社が対象者を完全子会社化することが、最善の方策であるとの結論に至り、平成24年11月20日に当社が対象者を完全子会社化することを目的とした本取引を実施することを決定し、以下の経緯により本公開買付価格を決定いたしました。</p>

	<p>算定の際に意見を聴取した第三者の名称</p> <p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年11月19日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。</p> <p>当該意見の概要</p> <p>野村證券による対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 84,443円～85,610円 類似会社比較法 86,861円～118,383円 DCF法 76,877円～115,899円</p> <p>当該意見を踏まえて本公開買付価格を決定するに至った経緯</p> <p>当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された当社取締役会の決議において、本公開買付価格を1株当たり105,000円と決定いたしました。</p> <p>（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）</p> <p>当社は対象者の普通株式16,522株（株式保有割合：60.74%）を保有し、対象者を連結子会社としていることから、当社及び対象者は、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。</p> <p>公開買付者における措置</p> <p>(a) 本公開買付価格の公正性についての検討</p> <p>当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年11月19日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません）。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>市場株価平均法 84,443円から85,610円 類似会社比較法 86,861円から118,383円 DCF法 76,877円から115,899円</p>
--	---

	<p>まず市場株価平均法では、平成24年11月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の基準日終値84,500円、直近1週間の終値平均値84,500円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月間の終値平均値85,406円、直近3ヶ月間の終値平均値85,610円及び直近6ヶ月間の終値平均値84,443円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を84,443円から85,610円までと分析しております。</p> <p>次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を86,861円から118,383円までと分析しております。</p> <p>最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,877円から115,899円までと分析しております。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。</p> <p>当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された当社取締役会の決議において、本公開買付価格は1株当たり105,000円と決定いたしました。本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年11月19日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年10月22日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,327円に対して23.1%、過去3ヶ月間（平成24年8月20日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,598円に対して22.7%、過去6ヶ月間（平成24年5月21日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値84,504円に対して24.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。</p> <p>また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年11月20日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%のプレミアムを加えた金額になります。</p> <p>(b) 公開買付期間を比較的長期に設定</p> <p>当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様には本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。</p> <p>なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。</p>
--	---

	<p>対象者における措置</p> <p>(a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツ F A は、対象者株式について、市場株価法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成24年11月19日付の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A から本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F A による対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・市場株価法：84,504円～85,598円 市場株価法の算定においては、平成24年11月19日を基準として、東京証券取引所マザーズにおける対象者株式の基準日の終値85,000円、直近1ヶ月の終値の平均値85,327円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値の平均値85,598円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の終値の平均値84,504円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を84,504円～85,598円と分析しているとのことです。</li><li>・D C F 法：97,455円～154,988円 D C F 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を97,455円～154,988円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。</li></ul> <p>(b) 対象者における独立した法律事務所からの助言</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。</p> <p>(c) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等 による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役である平田稔氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております）に対し、本取引の目的、意思決定過程の手續及び対価の公正性の観点から、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。</p>
--	--

	<p>平田稔氏は、上記諮問事項について、対象者の取締役、リーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所及び第三者算定機関であるデロイト トーマツFAとの話合いの場を持ち、対象者の取締役から、本取引に係る一連の手続きの目的及びそれによって向上することが見込まれる対象者の企業価値について説明を受け、また、久保井総合法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について説明を受けるとともに、対象者が依頼したデロイト トーマツFAから、株式価値算定書に基づき、対象者株式の価値評価及びその評価に至った理由に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っているとのこと。</p> <p>また、平田稔氏は、当社に対し、本公開買付けを含む本取引の目的、本取引のスケジュール、完全子会社化した後の対象者と当社との人的交流等についての計画、本公開買付け価格の決定方法について質問書を送付し、当社から回答を得ているとのこと。</p> <p>平田稔氏は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者がデロイト トーマツFAから取得した株式価値算定書及びこれに基づくデロイト トーマツFAからの対象者株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために「3 買付け等の目的」の「(4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額については、本公開買付け価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることから、平成24年11月19日付で、対象者の取締役会に対し、( )本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであって本取引の目的は正当であり、( )本取引に係る意思決定過程の手続きは公正であり、( )本取引により少数株主に交付される対価も公正な価格であると認められる一方、( )本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項は特段認められないことから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断する旨を内容とする意見書を提出しているとのこと。</p>
--	--

	<p>(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認</p> <p>対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年11月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち当社の元従業員である山崎隆氏、並びに当社の執行役員を兼務している藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、山崎隆氏、藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。</p> <p>また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の従業員を兼務している小山芳男氏、及び当社の執行役員を兼務している浅見泰氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。</p>
--	--

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
9,051(株)	527(株)	(株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(527株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注3) 本公開買付けにおいては、買付け等を行う株券等の上限を設定しておりませんので、買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が買付け等を行う対象者の株券等の最大数である9,051株を記載しております。なお、当該最大数は、対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の発行済株式数(27,200株)から本書提出日現在の公開買付者が保有する株式数(16,522株)及び同四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者が保有する自己株式数(1,627株)を控除したものになります。

5 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	9,051
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(d)	16,522
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)	153
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成24年9月30日現在)(個)(j)	25,573
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	35.39
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(9,051株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は、各特別関係者(特別関係者のうち法第27条の2第1項各号における株券等所有割合の計算において府令第3条第2項第1号に基づき特別関係者から除外される者(以下「小規模所有者」といいます。)を除きます。)が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等(ただし、対象者が保有する自己株式を除きます。)も本公開買付けの対象としているため、「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(g)」は分子に加算しておりません。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の総株主の議決権の数です。

(注4) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6 【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7 【応募及び契約の解除の方法】

(1) 【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。(注1)

野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

なお、野村ネット&コールにおける応募の受付は、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>) (以下「インターネットサービス」といいます。)にて公開買付期間末日の15時30分までに応募していただくか、又は所定の「公開買付応募申込書」を野村ネット&コール カスタマーサポートまでご請求いただき、所要事項を記載のうえ野村ネット&コール宛に送付してください。「公開買付応募申込書」は公開買付期間末日の15時30分までに野村ネット&コールに到着することを条件とします。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座(以下「応募株主等口座」といいます。)に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合(対象者の特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。)は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等(法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。)の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、野村ネット&コールにおいては、外国人株主等からの応募の受付は行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。(注2)

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。なお、野村ネット&コールにおいてインターネットサービスを利用して応募した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証

住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの)

福祉手帳(各種) 旅券(パスポート)

国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

在留カード 特別永住者証明書

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本がコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。



法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等  
本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地  
法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人（契約締結の任に当たる者）の本人確認が必要となります。  
外国人株主 外国人（居住者を除きます。）、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ネット&コールにおいて応募する場合で、新規に口座を開設する場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)、又は野村ネット&コール カスタマーサポートまで口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

（注２）株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について（個人株主の場合）  
個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2) 【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット&コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット&コールのウェブサイト（<https://nc.nomura.co.jp/>）上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット&コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット&コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット&コール宛に送付してください（公開買付けに応募した際に公開買付代理人より受付票が交付されていた場合は、当該受付票を解除書面に添付してください。）。野村ネット&コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号  
(その他の野村証券株式会社全国各支店)

(3) 【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2)契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4)株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4) 【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	950,355,000
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	40,000,000
その他(c)	4,200,000
合計(a) + (b) + (c)	994,555,000

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(9,051株)に1株当たりの買付価格(105,000円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
定期預金	3,600,000
計(a)	3,600,000

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計				

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

3,600,000千円((a) + (b) + (c) + (d))

- (3) 【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】  
 該当事項はありません。

- 9 【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】  
 該当事項はありません。

10 【決済の方法】

- (1) 【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】  
 野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

- (2) 【決済の開始日】  
 平成25年1月17日(木曜日)

- (3) 【決済の方法】  
 公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト(<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。  
 買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

- (4) 【株券等の返還方法】  
 後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1)法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2)公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日(公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日)以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します(株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。)

## 11 【その他買付け等の条件及び方法】

### (1) 【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（527株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（527株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ及びヌ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実為準する事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

### (3) 【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

### (4) 【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

### (5) 【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

### (6) 【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合（法第27条の8第11項但書に規定する場合を除きます。）は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

### (7) 【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8) 【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

## 第2 【公開買付者の状況】

### 1 【会社の場合】

#### (1) 【会社の概要】

##### 【会社の沿革】

##### 【会社の目的及び事業の内容】

##### 【資本金の額及び発行済株式の総数】

##### 【大株主】

年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
-	-	-	-
計	-	-	-

【役員の職歴及び所有株式の数】

年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式 数 (株)
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-
計					-

- (2) 【経理の状況】  
【貸借対照表】  
  
【損益計算書】  
  
【株主資本等変動計算書】
- (3) 【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】  
【公開買付者が提出した書類】  
イ 【有価証券報告書及びその添付書類】  
事業年度 第81期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） 平成24年 6月28日関東財務局長に提出  
ロ 【四半期報告書又は半期報告書】  
事業年度 第82期第 2 四半期（自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日） 平成24年11月12日関東財務局長に提出  
ハ 【訂正報告書】  
該当事項はありません。  
【上記書類を縦覧に供している場所】  
マックス株式会社  
（東京都中央区日本橋箱崎町 6 番 6 号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）
- 2 【会社以外の団体の場合】  
該当事項はありません。
- 3 【個人の場合】  
該当事項はありません。



### 第3 【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

#### 1 【株券等の所有状況】

##### (1) 【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16,776(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	16,776		
所有株券等の合計数	16,776		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,627株(対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数27,200株の5.98%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

##### (2) 【公開買付者による株券等の所有状況】

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	16,522 (個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	16,522		
所有株券等の合計数	16,522		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(3) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

（平成24年11月21日現在）

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	254(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	254		
所有株券等の合計数	254		
( 所有潜在株券等の合計 数 )	( )		

(注1) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,627株（対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数27,200株の5.98%）を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

(注2) 上記「所有する株券等の数」には、小規模所有者が保有する株券等に係る議決権の数合計101個が含まれております。

(4) 【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

【特別関係者】

（平成24年11月21日現在）

氏名又は名称	株式会社カワムラサイクル
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1
職業又は事業の内容	車いすを中心とする福祉用具の製造販売
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人

（平成24年11月21日現在）

氏名又は名称	山崎 隆
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1（対象者所在地）
職業又は事業の内容	対象者 代表取締役社長
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	浅山 充
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 専務取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	伊藤 正明
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	岩井 宏貴
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	杉原 克明
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	妹尾 啓子
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	幹戸 正孝
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	対象者 監査役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	澁谷 康弘
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	? 州立泰医療康復器材有限公司 董事
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	栗林 正
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	? 州立泰医療康復器材有限公司 董事
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	正司 三郎
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	? 州立泰医療康復器材有限公司 董事
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

(平成24年11月21日現在)

氏名又は名称	村上 伸美
住所又は所在地	兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1(対象者所在地)
職業又は事業の内容	ランドウォーカー株式会社 取締役
連絡先	連絡者 株式会社カワムラサイクル 連絡場所 兵庫県神戸市西区上新地3丁目9番1 電話番号 078(969)2800
公開買付者との関係	公開買付者が特別資本関係を有する法人の役員

【所有株券等の数】  
 株式会社カワムラサイクル

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	0(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	0		
所有株券等の合計数	0		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注) 特別関係者である対象者は、対象者普通株式1,627株(対象者が平成24年11月14日に提出した第18期第2四半期報告書に記載された平成24年9月30日現在の対象者の発行済普通株式総数27,200株の5.98%)を所有しておりますが、全て自己株式であるため議決権はありません。

山崎 隆

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に該当する株券等の数
株券	15(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	15		
所有株券等の合計数	15		
(所有潜在株券等の合計数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(4株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数4個が含まれております。

(注2) 山崎隆は、小規模所有者に該当いたしますので、山崎隆の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

浅山 充

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	29(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	29		
所有株券等の合計数	29		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(3株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数3個が含まれております。

伊藤 正明

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	4(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	4		
所有株券等の合計数	4		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個が含まれております。

(注2) 伊藤正明は、小規模所有者に該当いたしますので、伊藤正明の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

岩井 宏貴

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	16(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	16		
所有株券等の合計数	16		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(2株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数2個が含まれております。

(注2) 岩井宏貴は、小規模所有者に該当いたしますので、岩井宏貴の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

杉原 克明

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	39(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	39		
所有株券等の合計数	39		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		



妹尾 啓子

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	85(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	85		
所有株券等の合計数	85		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個が含まれております。

幹戸 正孝

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 幹戸正孝は、小規模所有者に該当いたしますので、幹戸正孝の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

澁谷 康弘

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	19		
所有株券等の合計数	19		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、役員持株会における持分に相当する対象者普通株式(1株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数1個が含まれております。

(注2) 澁谷康弘は、小規模所有者に該当いたしますので、澁谷康弘の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

栗林 正

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	6(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	6		
所有株券等の合計数	6		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(6株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数6個が含まれております。

(注2) 栗林正は、小規模所有者に該当いたしますので、栗林正の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

正司 三郎

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	16(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	16		
所有株券等の合計数	16		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注1) 上記の所有する株券等の数には、従業員持株会における持分に相当する対象者普通株式(14株(小数点以下切捨て))に係る議決権の数14個が含まれております。

(注2) 正司三郎は、小規模所有者に該当いたしますので、正司三郎の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

村上 伸美

(平成24年11月21日現在)

	所有する株券等の数	令第7条第1項第2号に 該当する株券等の数	令第7条第1項第3号に 該当する株券等の数
株券	19(個)	(個)	(個)
新株予約権証券			
新株予約権付社債券			
株券等信託受益証券 ( )			
株券等預託証券 ( )			
合計	19		
所有株券等の合計数	19		
(所有潜在株券等の合計 数)	( )		

(注) 村上伸美は、小規模所有者に該当いたしますので、村上伸美の「所有株券等の合計数」は上記「第1 公開買付要項」の「5 買付け等を行った後における株券等所有割合」において「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成24年11月21日現在)(個)(g)」に含めておりません。

- 2 【株券等の取引状況】
  - (1) 【届出日前60日間の取引状況】  
該当事項はありません。
- 3 【当該株券等に関して締結されている重要な契約】  
該当事項はありません。
- 4 【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】  
該当事項はありません。

## 第4【公開買付者と対象者との取引等】

### 1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

最近の3事業年度における当社と対象者との間の重要な取引は以下のとおりです。

(単位：千円)

取引の内容	取引金額		
	第79期 (自平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	第80期 (自平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	第81期 (自平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
対象者から当社への製品の販売	0	178	2,074
対象者の生販システム開発の当社による受託	0	11,399	28,397

### 2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

#### (1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F Aより取得した株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規OEM生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年11月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した利害関係を有しない取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致で、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議したとのことです。

なお、対象者の取締役のうち当社の元従業員である山崎隆氏、並びに当社の執行役員を兼務している藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、山崎隆氏、藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の従業員を兼務している小山芳男氏、及び当社の執行役員を兼務している浅見泰氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

#### (2) 本公開買付けを実施する背景及び目的並びに本公開買付けを実施するに至った意思決定の過程

当社は、ホッチキス、タイムレコーダ、オートステープラ等のオフィス機器部門と、釘打機、エアコンプレッサ、充電工具、浴室暖房換気乾燥機等のインダストリアル機器部門を中心にして事業を展開しております。当社は、『顧客の支持を高め、いきいきと楽しく力を合わせ、皆揃って成長していく集団を目指す』との経営基本姿勢の下、平成26年3月期までの中期経営計画を定め、全社・全部門の収益力をさらに向上させ、当該計画期間中に営業利益率10%を達成するべく、各戦略・施策を推進しております。かかる経営基本姿勢及び中期経営計画に基づき、当社は、当期の経営方針を『顧客との結びつきをさらに深め、顧客を知り、顧客の支持を高める』と定め、CRM（カスタマー・リレーションシップ・マネジメント）を強力に推進し、「現場」、「現物」、「現実」の三現主義を全社・全組織において実践して顧客の問題、課題を解決することで、顧客価値を高め、企業価値を高めるべく、取り組んでおります。

また、当社は国内における高齢化社会の進展に伴う介護並びにシニア市場の拡大を踏まえて、対象者の了解の下、平成21年8月並びに平成22年1月に対象者の株式を取得し、対象者を持分法適用関連会社といたしました。平成22年6月には、対象者とのより一層の関係強化を図ることを目的として、対象者の発行済株式を対象とする公開買付けを実施して対象者を連結子会社といたしました。それに合わせ、平成22年5月には当社と対象者それぞれの得意分野や経営資源を活用して製品の開発から生産・販売に至るまでの広範囲にわたる業務提携に合意し、この分野に事業参入してまいりました。さらに平成23年12月には、当社にH C R営業グループを発足させ、対象者の事業と合わせて『H C R (Home Care & Rehabilitation) 機器部門』の連結事業セグメントを設置いたしました。当社は、このセグメントを当社グループの次の事業成長の柱の一つとするべく推進しております。

一方、対象者は、車いすを中心とする福祉用具の製造販売を主な事業内容とし、市場ニーズを的確に捉えた製品開発や営業活動を展開しております。高齢化社会の進展に伴う福祉用具の需要の増加とともに発展・拡大をし、平成16年には東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

また、当社の資本参加及び当社との業務提携以降は、生産性の改善、製品品質の向上等の企業体質の強化を、当社との人的交流を含む協働活動により進め、この協働活動を通して当社と対象者の経営の考え方、業務の進め方等の共有化を図りながら、実践してまいりました。

一例を挙げますと、当社と対象者は、平成24年7月に、両社が共同開発し、対象者が製品の製造を、当社がマーケティング活動を担う形で、シニア向け自転車「クークルS」を発売し、事業シナジーを発揮した取組みを進めております。

対象者は、これらの取組みに加え、対象者の中国子会社において、中国沿岸部の大都市を中心とした営業活動を行い、販売代理店の確保に取り組むなど、事業基盤の拡大に努めております。

しかしながら、対象者を取り巻く事業環境は、急速に変化を続けております。販売面では、顧客ニーズが多様化し、競合会社との価格競争も激しさを増しており、生産面では、材料費の値上がりや人件費高騰などにより、厳しい環境が続いております。

このような当社の事業戦略と対象者の事業内容、対象者の置かれた経営環境、資本参加・業務提携以降の状況等を踏まえ、当社と対象者は、平成24年8月頃から、今後の介護・福祉並びにシニア市場でのさらなる事業成長並びに中期的な収益基盤を確立していくための経営戦略と組織のあり方について、議論を重ねてまいりました。その結果、対象者が現在進めている、独自性のある福祉機器の開発、新規O E M生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などの戦略は、いずれも中長期的には対象者の収益性向上に資するものですが、短期的には、一時的な収益低下も予想されるため、結果として証券市場から評価が得られず、一般の株主の皆様に対してマイナスの影響を及ぼす可能性があることから、これまで以上に当社と対象者が強固な相互協力体制を構築するとともに、対象者においては、過度に短期的な業績の変動に左右されることのない経営形態の下での、これらの戦略の策定と遂行、並びにこれらを機動的かつ柔軟に実現するための意思決定を可能にする組織体制の実現が必要であるとの判断に至りました。かかる判断を踏まえ、これらを実現するための方策について検討・協議を重ねました結果、当社が対象者を完全子会社化することが、最善の方策であるとの結論に至り、平成24年11月20日に当社が対象者を完全子会社化することを目的とした本取引を実施することを決定いたしました。

当社と対象者は、これまで、対象者の上場企業としての独立性を維持しつつ連携を深めてまいりましたが、対象者を当社の完全子会社とすることによって、意思決定及び戦略実行のスピードを高めること、上場維持コストの軽減を図ること、及び親子上場に係る潜在的な利益相反問題の可能性を排除することが可能となり、当社と対象者双方において様々なメリットを享受することができます。そして、こうしたメリットにより当社と対象者との更なる事業シナジーを実現することこそが、対象者を含む当社グループの一層の企業価値向上につながるものと考えております。

### (3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、現時点において、本公開買付け終了後も、対象者の従業員の雇用を継続・維持する予定です。これまで以上に当社と対象者は強固な相互協力体制を構築し、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規O E M生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めてまいります。当社及び対象者双方の企業価値向上のため、完全親会社として対象者との親和性を一層深めるとともに、グループとして一体性のある事業戦略を進め、企業価値の最大化を図ってまいります。

### (4) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は対象者の普通株式16,522株(株式保有割合:60.74%)を保有し、対象者を連結子会社としております。ことから、当社及び対象者は、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下の措置を採っております。

## 公開買付者における措置

### (a) 本公開買付価格の公正性についての検討

当社は、野村證券を本公開買付けのためのフィナンシャル・アドバイザーに任命し、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は平成24年11月19日に野村證券から公開買付者算定書を取得いたしました（なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません）。上記各手法において算定された対象者の普通株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価平均法 84,443円から85,610円  
類似会社比較法 86,861円から118,383円  
DCF法 76,877円から115,899円

まず市場株価平均法では、平成24年11月16日を基準日として、東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の基準日終値84,500円、直近1週間の終値平均値84,500円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近1ヶ月間の終値平均値85,406円、直近3ヶ月間の終値平均値85,610円及び直近6ヶ月間の終値平均値84,443円を基に、普通株式1株当たりの価値の範囲を84,443円から85,610円までと分析しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場企業の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株式価値を評価し、普通株式1株当たりの価値の範囲を86,861円から118,383円までと分析しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画、対象者とのマネジメントインタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成25年3月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、普通株式1株当たりの価値の範囲を76,877円から115,899円までと分析しております。なお、DCF法において前提とした対象者の事業計画においては、大幅な増減益は見込んでおりません。

当社は、野村證券から取得した公開買付者算定書に記載された各手法の内容・結果を参考として、本公開買付価格について検討しました。検討にあたっては野村證券による算定結果に加え、対象者株式の市場株価動向、対象者による本公開買付けへの賛同の可否、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において公開買付価格決定の際に付与されたプレミアムの実例及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の結果等を踏まえ、最終的に平成24年11月20日に開催された当社取締役会の決議において、本公開買付価格を1株当たり105,000円と決定いたしました。本公開買付価格は、当社による本公開買付けの開始についての公表日の前営業日である平成24年11月19日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%（小数点以下第二位四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成24年10月22日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,327円に対して23.1%、過去3ヶ月間（平成24年8月20日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値85,598円に対して22.7%、過去6ヶ月間（平成24年5月21日から平成24年11月19日）の終値の単純平均値84,504円に対して24.3%のプレミアムをそれぞれ加えた金額になります。

また、本公開買付価格は、本公開買付けの開始日の前営業日である平成24年11月20日の東京証券取引所マザーズにおける対象者の普通株式の終値85,000円に対して23.5%のプレミアムを加えた金額になります。

### (b) 公開買付期間を比較的長期に設定

当社は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。このように公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者株主の皆様にも本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を確保しつつ、当社以外の者にも買付け等をする機会を確保し、もって本公開買付けの公正性を担保しています。

なお、当社及び対象者は、対象者が当社の対抗者となり得る者と接触することを禁止するような合意は一切行っておりません。

#### 対象者における措置

##### (a) 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付けに関する意見を決定するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A に対し、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです。デロイト トーマツ F A は、対象者株式について、市場株価法及び D C F 法による算定を行い、対象者は平成24年11月19日付の株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A から本公開買付け価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。デロイト トーマツ F A による対象者株式の株式価値の算定結果は以下のとおりとのことです。

・市場株価法：84,504円～85,598円

市場株価法の算定においては、平成24年11月19日を基準として、東京証券取引所マザーズにおける対象者株式の基準日の終値85,000円、直近1ヶ月の終値の平均値85,327円（小数点以下四捨五入）、直近3ヶ月の終値の平均値85,598円（小数点以下四捨五入）及び直近6ヶ月の終値の平均値84,504円（小数点以下四捨五入）をもとに、対象者の1株当たり株式価値の範囲を84,504円～85,598円と分析しているとのことです。

・D C F 法：97,455円～154,988円

D C F 法では、対象者の事業計画における収益予測や投資計画等を前提として、対象者が平成25年3月期以降の将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者の1株当たり株式価値の範囲を97,455円～154,988円と分析しているとのことです。なお、対象者の事業計画においては、大幅な増減益を見込んでいないとのことです。

##### (b) 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に係る対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーとして久保井総合法律事務所を選任し、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について法的助言を受けているとのことです。

##### (c) 対象者における支配株主との間に利害関係を有しない者による、上場会社又はその子会社等による決定が少数株主にとって不利益なものでないことに関する意見の入手

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに係る意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確立することを目的として、対象者の支配株主である当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役である平田稔氏（東京証券取引所の規則に基づく独立役員として指定・届出されております）に対し、本取引の目的、意思決定過程の方法及び対価の公正性の観点から、本公開買付けを含む本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないかについて諮問したとのことです。

平田稔氏は、上記諮問事項について、対象者の取締役、リーガル・アドバイザーである久保井総合法律事務所及び第三者算定機関であるデロイト トーマツ F A との話し合いの場を持ち、対象者の取締役から、本取引に係る一連の手続きの目的及びそれによって向上することが見込まれる対象者の企業価値について説明を受け、また、久保井総合法律事務所から、本取引に対する対象者の取締役会の意思決定過程及び意思決定の方法その他の留意点について説明を受けるとともに、対象者が依頼したデロイト トーマツ F A から、株式価値算定書に基づき、対象者株式の価値評価及びその評価に至った理由に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行っているとのことです。

また、平田稔氏は、当社に対し、本公開買付けを含む本取引の目的、本取引のスケジュール、完全子会社化した後の対象者と当社との人的交流等についての計画、本公開買付け価格の決定方法について質問書を送付し、当社から回答を得ているとのことです。



平田稔氏は、このような経緯で、本諮問事項について対象者の企業価値の向上の観点から慎重に検討を行った結果、対象者がデロイト トーマツ F A から取得した株式価値算定書及びこれに基づくデロイト トーマツ F A からの対象者株式の価値評価に関する説明や、その他本取引における対象者の取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、「(4)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置が採られていることに加え、本公開買付け後に予定されている二段階買収において、対象者の各株主様に対して交付される金銭の額については、本公開買付価格と同一となるよう算定される予定である旨が明示されていることから、平成24年11月19日付で、対象者の取締役会に対し、( )本取引は、対象者の企業価値の向上を目的として行われるものであって本取引の目的は正当であり、( )本取引に係る意思決定過程の手続は公正であり、( )本取引により少数株主に交付される対価も公正な価格であると認められる一方、( )本取引において少数株主を不当に害する可能性のある事項は特段認められないことから、本公開買付けを含む本取引に関する対象者の決定が対象者の少数株主にとって不利益なものでない判断する旨を内容とする意見書を提出しているとのことです。

(d) 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、デロイト トーマツ F A より取得した株式価値算定書、久保井総合法律事務所から得た法的助言、当社と利害関係を有しない対象者の社外監査役による意見書その他の関連資料を踏まえ、本公開買付けに関する諸条件について慎重に検討した結果、対象者が当社の完全子会社となり、相互の経営資源を迅速かつ効率的に活用できる体制を築くとともに、研究開発から生産、販売等に至る一連の業務全体においてシナジー効果を追求することによって、対象者が現在進めている戦略である、独自性のある福祉機器の開発、新規 O E M 生産の契約獲得、生産効率を向上させるための中国子会社の整備などを、更に推し進めることが可能になると考えられることから、本公開買付けが対象者の企業価値向上の観点において有益であり、本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して合理的な価格により対象者株式の売却の機会を提供するものであると判断し、平成24年11月20日開催の取締役会において、審議及び決議に参加した取締役（取締役8名中、出席取締役5名）の全会一致により、本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をしたとのことです。なお、対象者の取締役のうち当社の元従業員である山崎隆氏、並びに当社の執行役員を兼務している藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会の審議及び決議に参加していないとのことです。また、上記と同様の観点から、山崎隆氏、藤岡龍司氏及び角芳尋氏は、本公開買付けを含む本取引に関するその他の審議及び決議に参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも参加していないとのことです。

また、かかる取締役会に出席した監査役（監査役4名中、出席監査役2名（うち社外監査役1名））はいずれも、対象者の取締役会が本公開買付けに対し賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対し本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議をすることに異議がない旨の意見を述べているとのことです。なお、対象者の監査役のうち当社の従業員を兼務している小山芳男氏、及び当社の執行役員を兼務している浅見泰氏は、利益相反の疑いを回避する観点から、当該取締役会の本公開買付けに関する審議には参加しておらず、上記取締役会の決議に対して意見を述べることを差し控えているとのことです。

## 第5 【対象者の状況】

### 1 【最近3年間の損益状況等】

#### (1) 【損益の状況】

決算年月	-	-	-
売上高	-	-	-
売上原価	-	-	-
販売費及び一般管理費	-	-	-
営業外収益	-	-	-
営業外費用	-	-	-
当期純利益（当期純損失）	-	-	-

#### (2) 【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2 【株価の状況】

(単位：円)

金融商品取引所 名又は認可金融 商品取引業協会 名	東京証券取引所 マザーズ						
	平成24年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
最高株価	88,700	86,700	86,600	88,400	88,300	87,000	87,100
最低株価	79,800	80,000	79,500	83,100	85,000	83,800	84,000

(注) 平成24年11月については、11月20日までのものです。

3 【株主の状況】  
 (1) 【所有者別の状況】

年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）								単元未満 株式の状 況(株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他 の法人	外国法人等		個人その 他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)									
所有株式数 (単位)									
所有株式数 の割合(%)									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】  
【大株主】

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数(千株)	年月日現在
			発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

				年 月 日現在
氏名	役名	職名	所有株式数(千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第16期（自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日） 平成23年 6月27日近畿財務局長に提出

事業年度 第17期（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日） 平成24年 6月25日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第18期第 2 四半期（自 平成24年 7月 1日 至 平成24年 9月30日） 平成24年11月14日近畿財務局長に提出

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2) 【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社カワムラサイクル

（神戸市西区上新地 3 丁目 9 番 1 ）

株式会社東京証券取引所

（東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号）

5 【その他】

対象者は、平成24年11月20日開催の取締役会において、平成25年 3 月期の配当予想を修正し、本公開買付けが成立することを条件に、平成25年 3 月期の期末配当を行わないことを決議しております。詳細につきましては、対象者が平成24年11月20日に公表した「平成25年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。